

終身会員が認められることになりました！

平成26年7月13日の理事会及び9月26日の総会において、「終身会員」の制度を新設するための会則の変更が承認されました。

該当される方々の申し込みを、お待ちしております。

(関連する会則)

第6条 正会員であり内規により定める資格を有する者は、別に定める額の前納金を添えて会長に申し出た後、理事会の承認を経て終身にわたり正会員としての資格を有することができる。

(関連する内規)

内規第1号 会費規程

本会会則第5条に基づき、次のように定める。

正会員 年額 3,000 円、賛助会員 年額 20,000 円、団体会員 年額 10,000 円
学生 1,000 円 終身会員 15,000 円

既納の会費はいかなる理由があっても返却しない。

本会に入会しようとする者は、会費年額金を添えて会長に申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

終身にわたり正会員となるものの資格並びに前納会費の額は、次のように定める。

1. (資格) 7年以上にわたって正会員であり、かつ年齢が満60歳以上の正会員であること。
2. (前納会費) 申し出のときの正会員会費の5年分に相当分する額とする。